

日バス協技第365号

平成28年12月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 上 杉 雅 彦

ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、タクシーに装備されたドライブレコーダーにより後部座席の乗客を撮影した映像がテレビ等で放映されるという事案が発生したため、標記について、国土交通省自動車局安全政策課長及び同局旅客課長から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会会員事業者に対し、ドライブレコーダーの映像に関しては、乗客のプライバシーを十分に配慮した上で、社内規定の作成を含め適切な管理を徹底するよう周知のほどお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・仁保）

電話：03-3216-4015



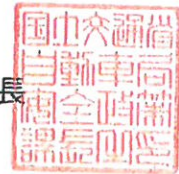


# 別紙

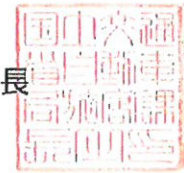
国自安第 174 号  
国自旅第 241 号  
平成 28 年 12 月 1 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



旅客課長



## ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

今般、タクシーに装備されたドライブレコーダーにより後部座席の乗客が撮影された映像がテレビ等で放映されるという事案が発生した。

いうまでもなく、ドライブレコーダーの映像は、運転者に対する安全運転指導や事故調査・分析を効果的に行うなど事業用自動車の安全確保のために活用されるべきであるにもかかわらず、安全・安心な運送を提供すべき自動車運送事業者が、その趣旨に反し乗客のプライバシーに配慮することなくマスコミに映像を提供するという行為が行われたことは、誠に遺憾である。

このため、ドライブレコーダーの映像に関しては、乗客のプライバシーを十分に配慮した上で、社内規程の作成を含め適切な管理を徹底するよう、貴会傘下会員に対し改めて周知されたい。

